（会計監査人の選任に関する議案）

**第十五条**　取締役が会計監査人の選任に関する議案を提出する場合には、社員総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

［一～四　略］

五　候補者と当該特定目的会社との間で補償契約を締結しているとき又は補償契約を締結する予定があるときは、その補償契約の内容の概要

六　候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しているとき又は当該役員等賠償責任保険契約を締結する予定があるときは、その役員等賠償責任保険契約の内容の概要

七・八　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（特定目的信託の権利者集会等に関する規則の一部改正）

**第二十五条**　特定目的信託の権利者集会等に関する規則（平成十八年内閣府令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （会計監査人の選任に関する議案）<br>**第十五条**　［同上］<br>［一～四　同上］<br>［号を加える。］<br>［号を加える。］<br>五・六　［同上］ | （会計監査人の選任に関する議案）<br>**第十五条**　取締役が会計監査人の選任に関する議案を提出する場合には、社員総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。<br>［一～四　略］<br>五　候補者と当該特定目的会社との間で補償契約を締結しているとき又は補償契約を締結する予定があるときは、その補償契約の内容の概要<br>六　候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しているとき又は当該役員等賠償責任保険契約を締結する予定があるときは、その役員等賠償責任保険契約の内容の概要<br>七・八　［略］<br>備考　表中の［　］の記載は注記である。 |
| （権利者集会の議事録）<br>**第十条**　［同上］<br>［２・３　同上］<br>［項を加える。］ | （権利者集会の議事録）<br>**第十条**　［略］<br>４　法第二百四十九条第一項において準用する会社法第七百三十五条の二第一項の規定により権利者集会の決議があったものとみなされた場合には、権利者集会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものとする。<br>一　権利者集会の決議があったものとみなされた事項の内容<br>二　前号の事項の提案をした者の氏名又は名称<br>三　権利者集会の決議があったものとみなされた日<br>四　議事録の作成に係る職務を行った者の氏名又は名称<br>（種類権利者集会）<br>**第十一条**　［略］<br>２　法第二百五十三条において準用する法第二百四十九条第一項において読み替えて準用する信託法第百二十条の規定による種類権利者集会の議事録の作成については、前条の規定を準用する。この場合において、当該種類権利者集会の議事録は、同条第三項各号及び第四項各号に掲げる事項のほか、法第二百五十二条第一項の規定により述べられた意見があるときは、その意見の内容の概要を内容とするものでなければならない。<br>備考　表中の［　］の記載は注記である。 |
| （権利者集会の議事録）<br>**第十条**　［同上］<br>［２・３　同上］<br>［項を加える。］ | （種類権利者集会）<br>**第十一条**　［同上］<br>２　法第二百五十三条において準用する法第二百四十九条第一項において読み替えて準用する信託法第百二十条の規定による種類権利者集会の議事録の作成については、前条の規定を準用する。この場合において、当該種類権利者集会の議事録は、同条第三項各号に掲げる事項のほか、法第二百五十二条第一項の規定により述べられた意見があるときは、その意見の内容の概要を内容とするものでなければならない。 |

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正）

**第二十六条**　金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （総資産の額等）<br>**第十六条**　法第二十九条の四第三項（法第三十一条第五項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定める方法による資産の合計金額は、会社の最終の貸借対照表（当該会社の設立後最初の事業年度が終了していない場合にあっては、当該会社の成立の日における貸借対照表）による資産の合計金額とし、当該貸借対照表に係る事業年度終了の日（当該会社の設立後最初の事業年度が終了していない場合にあっては、当該会社の成立 | （総資産の額等）<br>**第十六条**　法第二十九条の四第三項（法第三十一条第五項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定める方法による資産の合計金額は、会社の最終の貸借対照表（当該会社の設立後最初の事業年度が終了していない場合にあっては、当該会社の成立の日における貸借対照表）による資産の合計金額とし、当該貸借対照表に係る事業年度終了の日（当該会社の設立後最初の事業年度が終了していない場合にあっては、当該会社の成立 |